

弘前市歴史的風致維持向上計画（変更案）に対するパブリックコメントの結果について

募集期間：平成25年12月16日～平成26年1月6日

応募件数：1件（1名）

番号	応募方法	募集要件	意見等	回答
1	郵送	市内に住所がある人	<p>●旧第八師団長官舎の保存修理及び弘前市役所本庁舎改修について</p> <p>子供の頃、藤田別邸庭園・弘前公園・弘前市役所近隣が遊び場であり、その景観を眺めて育った者にとって、大事に後世に伝え残していきたい建築物があり、歴史的風致維持向上をしていくことには賛成です。特に、旧第八師団長官舎では叔父が結婚式を挙げ、今でもその場面が思い出されます。</p> <p>しかし、この建物の藤田別邸からの連動性からんだ移動と跡地の庭づくりは、地域住民に説明のないまま行われ、あの暑さの中の工事音は耐え難いものでした。一言、騒音や粉じん等への配慮が欲しかったと思います。また、変更案につけ加えられた弘前市役所本庁舎改修についても、新市庁舎・立体駐車場の計画も含めたものも、結局は関連しているものと確信しました。計画・変更案に伴った背景にあることも見落としがちになります。景観づくりのルール・景観法第8条第2号を踏まえ、地域住民の理解と景観を大切にしたいものにしていただきたいです。「地域周辺の景観を損なうことなく前川建築を中心とした一連の保存」ということを加えていただきたいです。</p> <p>生活している市民が我慢する、知らないうちに進められる、せっかくの計画は、市民のものでなく、誰のためのものになるのでしょうか？議会審議の前の住民説明もお願いします。</p>	<p>本計画に基づく各種事業の実施の際は、市役所本庁舎改修事業など、既に広報ひろさきや新聞等で取り上げられているように、各種メディアを活用し周知に努めて参ります。</p> <p>また、本計画の第1章「歴史的風致形成の背景」において、歴史的な街なみを形成する要素として前川建築を挙げており、それを踏まえた上で、第3章「歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針」では「歴史的な建造物やまち並みの保存と活用の推進」を掲げ、前川建築などの歴史的な建造物の保存と活用を進めることとしております。</p> <p>よって、ご意見のありました「地域周辺の景観を損なうことなく前川建築を中心とした一連の保存」に関しても基本方針の中で現に含まれているものと考えます。</p> <p>今後も、歴史的風致の維持向上のため、学識経験者や公募市民等により組織される「歴史的風致維持向上計画推進協議会」の意見を踏まえ、必要に応じ計画の変更を行い、その際はパブリックコメントなど市民の意見を反映する措置を講じ、適正な計画の運用を行います。</p>